

まるごと松戸ファンド応募要項

【2013年度】

1. 趣旨

NPO 法人コミュニティ・コーディネーターズ・タンクは、地域課題を自ら解決することを積極的に取り組む市民の自発的活動を促進し、地域と分野を越えた広い社会との連携をはかり、市民社会の形成に寄与することを目的として活動を行っています。そのためには、地域に対する多様な面からの支援が必要とされています。

まるごと松戸ファンドは、地域課題にとりくむ住民の活動を資金面から支援するものであり、このような支援をきっかけとして、地域活動への「カづけ」を行うことを目的としています。

2. 助成対象事業

松戸市内で行われる「市民活動」に対して助成します。

(事業の中でかかる飲食代・団体に恒常的にかかる経費・スタッフの人件費等についても助成対象とします。地域活性化センター松戸のコーディネーターにご相談ください。)

3. 応募要件

松戸市内で市民活動を計画しているあるいは既に実施している団体。法人格は問いません。

ただし、市民活動とは、自主的に行われる営利を目的としない社会貢献活動のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。

① 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、

1) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

4. 助成金額と件数

(1)助成総額 280,000円 件数 7 団体

一団体4万円を計7団体に助成します。

5. 助成スケジュール

応募要項配布	2013年1月23日(水)～2月15日(金)
応募期間	2013年2月1日(金)～2月22日(金)必着
一次審査結果通知	2013年2月22日(金)までに通知
公開審査会	2013年3月9日(土)*「第10回NPO・市民活動見本市」において開催
助成対象期間	2013年3月10日(日)～2014年2月末日
活動報告会	2014年3月を予定(任意)

*2013年3月9日(土)に、一次審査を通過した団体について、「NPO・市民活動見本市」の「NPO ファンドレイジング紹介」の中で公開審査を行います。(12:30～16:00、まつど市民活動サポートセンター大会議室)

6. 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入し、地域活性化センター松戸/NPO 法人 CoCoT までご提出下さい。

(1) 申請書の入手について

下記のいずれかの方法で入手してください

- 1) 特定非営利活動法人 CoCoT のホームページよりダウンロード (<http://npo-cocot.com/>)
- 2) に地域活性化センター松戸/NPO 法人 CoCoT にて入手
- 3) まつど市民活動サポートセンターの情報コーナーで入手

(2) 提出書類

申請書を提出先に郵送、もしくは e-mail で送付下さい。※応募書類は返却いたしません。

(3) 提出部数

申請書1部をご提出下さい

(4) 応募期間・書類提出先

応募期間：2013年2月1日(金)～2月22日(金) 必着

送付先：<郵送> 〒271-0092 千葉県松戸市松戸 2050

地域活性化センター松戸/NPO 法人 CoCoT まるごと松戸ファンド係 宛

<E-mail> contact@npo-cocot.com

※郵送での一次審査結果の通知をご希望の方は、80円切手を貼った返信用封筒を一通同封し、必ず郵便で応募下さい

7. 選考方法

(1) 一次審査(書類審査)

提出していただいた申請書類の内容を審査します。必要に応じて、ヒアリングをさせていただく場合もあります。

結果はe-mail、もしくは郵送で通知します。

(2) 公開審査会

一次審査を通過した団体の方々には、「NPO・市民活動見本市」内の公開審査会で応募活動についてのプレゼンテーションを行っていただきます。審査には公開審査会見学者にも投票していただき、投票結果は審査の参考にします。審査結果はその場で発表します。

(3) 助成対象者の公表

NPO 法人 CoCoT のホームページ、および広報などで決定した助成対象者の代表者氏名、団体名、事業活動概要、助成金額等について公表します。

(4) 選考基準について

選考にあたっては、以下の観点から総合的に評価します。

- ・活動の新規性・発展性
- ・活動の実現性
- ・活動の公共性

8. 助成対象後の対応

(1) オリエンテーション

助成対象者に対し、手続き等について後日説明を行います。

(2) 活動報告

支援期間が終了した時点で、活動報告書を提出していただきます。また、来年度の公開審査会で、活動報告を行っていただく場合もあります。

9. 助成金の取り扱い

支援期間中に計画実施の中断や不適切な経費支出などがあった場合には、資金を返還していただく場合もあります。

10. 助成対象者の義務

- ・事業を行う際には、本ファンドの助成事業であることを明記してください
- ・ヒアリングなど、後に追加調査がある場合にはご協力をお願いします。

<問い合わせ先>

地域活性化センター松戸/NPO 法人 CoCoT まるごと松戸ファンド係

住所：〒271-0092 千葉県松戸市松戸 2050

電話：047-366-8909 Fax:047-369-7445

メール：contact@npo-cocot.com

まるごと松戸ファンド 運用委員会設置規程 2013年度

(趣旨)

第1条 この規程は、「まるごと松戸ファンド運用委員会」の運営に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 まるごと松戸ファンド運用委員会 は、「まるごと松戸ファンド」の運営について、透明性を確保し、円滑かつ公正な運用を確保することを目的とする。

(構成)

第3条 まるごと松戸ファンド運用委員会は、以下の各員をもって構成する。

(1) 有識者

(2) NPO 法人 CoCoT を代表する者

2 前項(1)の有識者として、NPO の個別分野の専門家、地域の NPO 関係者などを加えることができる。

3 運用委員として、ファンドに寄付をした者を加えることができる。

(役員)

第4条

(1) まるごと松戸ファンド運用委員会 に、委員長1名、副委員長2名以内の役員を置くことができる。

(2) 役員は まるごと松戸ファンド運用委員の中から互選する。

(機能)

第5条 まるごと松戸ファンド運用委員会 は、以下の各点について、協議を行う。

(1) まるごと松戸ファンド運用委員会 の事業運営に関すること。

(2) まるごと松戸ファンド運用委員会 の助成対象に関すること。

(3) その他 まるごと松戸ファンド運用委員会 が必要と認めること。

(協議事項の尊重)

第6条 まるごと松戸ファンドの運用に際しては、 まるごと松戸ファンド運用委員会での協議事項が尊重さなければならない。

(委任)

第7条 本規程に定めなきことは、 まるごと松戸ファンド運用委員会で別に定める。

附則

1 この規程は、2007年12月18日より施行する。

(以上)

